

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

国風第一幼稚園 園長 磯野洋子

平成19年5月10日

保護者各位

国風第一幼稚園
園長 磯野洋子
国風第一幼稚園母の会
会長 岡崎一枝

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
災害共済給付制度への加入のご案内

平素は、本園の教育運営にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、母の会役員を選出につきましても、ご協力を頂きまして、感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙1「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について」をご一読頂きまして、ご同意の上、下欄の「同意書」をご提出いただきますようご案内申し上げます。

本園では、従来この災害共済制度には加入しておりませんが、別紙2「災害共済給付制度」のお知らせのとおり、公的給付制度であり、低い掛け金で、厚い給付が受けられる。学校の管理下における給付の対象が広い。全国の学校で加入率が高い。(幼稚園が最も低いようです。)等々の、特色を持っていますので、今年度より加入することになりました。

ついては、この制度に加入するには、保護者の同意を得た上で、共済掛け金を集め、幼稚園が一括加入の手続きをとることになっております。

そこで、加入についての同意書のご提出をお願いいたします。

また、共済掛け金の保護者負担分(年額162円)は、母の会会費より頂きますので、別途集金することはありません。

国風第一幼稚園としては、全員で加入したいと思いますので、同意書のご提出を、是非、お願い申し上げます。

なお、入園時に任意でご加入いただいております、東京海上日動の団体傷害保険(1口月額200円、幼稚園の内外を問わず保障される)とは異なります。さらに、この団体傷害保険は、あくまでも任意ですから、お申し出いただければいつでも、解約することができます。

御入学、ご進級おめでとうございます。

国風第一幼稚園では在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、全員の加入をお願いします。加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、5月15日火曜日までに幼稚園に提出してください。共済掛金(保護者等負担額162円)は母の会会費より頂きますので、別途集金することはありません。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「センター法」といいます。)又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、平成19年1月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。(ホームページ: http://www.naash.go.jp/kyosai/seido.html)

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病(ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの)の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中(保育所における保育中を含む。) ④ 通常の経路及び方法による通学(園)中
② 学校の教育計画に基づく課外指導中 ⑤ 寄宿舎にあるとき
③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

① 医療費

医療保険並の療養に要する費用の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)が支給されます。

初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上の場合が給付の対象となります。(医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割となります。)

ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められています。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金

障害の程度に応じて、3,770万円(第1級)から82万円(第14級)が給付されます。

(通学中の場合は、1,885万円から41万円)

③ 死亡見舞金

2,800万円が給付されます。

(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,400万円)

(※ 見舞金は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

3 給付基準

① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付(例えば、障害者自立支援法の自立支援医療)等を受けたときは、その受けた額額の限度において、給付を行いません。

④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。

⑤ 高等学校の生徒及び高等専門学校(旧専門学校)の学生が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付の一部若しくは全部を行わない場合があります。

4 共済掛金(年額)

保護者等負担額 162円(国風第一幼稚園 133円)

※負担金額は年額です。

*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

(きりとり)

同意書

国風第一幼稚園 殿

提出期限: 5月15日火曜日

組 園児氏名

国風第一幼稚園が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

印